

# ダイバーシティ推進委員会規程

2021年9月28日 第3回理事会承認

(目的)

第1条 本規程は、組織規程(0103)第3条により規定されたダイバーシティ推進委員会(以下、「委員会」という)の組織・運営を定めることを目的とする。

(任務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議および連絡調整をする。
- (1) ダイバーシティ推進(人材の多様化、キャリアの多様化、働き方の多様化、学会提供サービスの多様化等)の企画、運営に関する事項
- (2)「男女共同参画学協会連絡会」の事業,国内学協会とのダイバーシティ推進事業に関する事項
- (3) 各国の原子力関連学会とのダイバーシティ推進事業に関する事項
- (4)(1)から(3)にかかわる調査研究、研究発表および広報・情報収集等の活動に関する事項
- (5) 原子力・放射線関係分野におけるダイバーシティ推進への貢献に対する表彰
- (6) その他任務を達成するための必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。
- (1)委員
- (2) 特別委員
- 2 委員会には委員長1名,副委員長1名,幹事1名をおく。
- 3 委員は、ダイバーシティ推進に関連する理事および理事以外であって、ダイバーシティ推進 に知見を有するものとする。
- 4 特別委員は、理事若干名とする。
- 第4条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会をおくことができる。委員会の下には、小委員会、WG、タスク等をおくことができる。
- 2 幹事会,小委員会,WG,タスク等のメンバーは委員会で決定し,委員長が委嘱する。

(任期)

第5条 第3条第1項の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。委員会メンバーが理事の場合は、職務としての任期とする。ただし、任期途中に交代した委員会メンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長)

- 第6条 委員長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
- 3 委員長は、議案に関し関係する理事と必要に応じ情報の共有を図る。

### (副委員長)

- 第7条 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

### (幹事)

- 第8条 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。
- 2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理する。

## (委員)

- 第9条 委員は、会長が委嘱する。
- 2 委員は、会務を処理する。
- 3 委員会に設置される幹事会,小委員会,WG,タスク等のメンバーは委員会で決定し,委員 長が委嘱する。

### (特別委員)

- 第10条 特別委員は、会長が指名する。
- 2 特別委員は、委員会の議事に参加する。

### (議事)

- 第11条 委員会の議事は、特別委員を除く委員総数の3分の1以上の出席により成立する。委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 緊急もしくは委員会が定足に達せず不成立の場合は、別に定めるメール審議により議事することができる。

#### (代理者)

- 第12条 第3条の委員のうち、理事が委員の場合、ほかの理事を代理出席させることができる。
- 2 前頁以外の委員の代理出席是非については、委員長の判断とする。

### (委員および特別委員以外の者の出席)

第13条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員および特別委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

#### (議事録)

第14条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載 して、委員会の承認を経て保存しなければならない。

(理事会への報告)

第15条 委員会の議決事項は、委員長もしくは委員となっている理事が、理事会に報告するものとする。

(改定)

第16条 本規程の改定は、ダイバーシティ推進委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか,委員会の運営に関し必要な事項は,委員会が別に定める。

#### 附則

- 1 平成19年3月20日 第486回理事会制定,同日施行
- 2 改定履歴
  - ① 平成 23 年 3 月 22 日 第 515 回理事会承認
  - ② 委員会名を男女共同参画委員会からダイバーシティ推進委員会へ変更 平成29年3月2日 第2回男女共同参画委員会起案,平成29年3月21日 第7回理事会承認
  - ③ 2021 年 8 月 19 日 第 1 回ダイバーシティ推進委員会起案,2021 年 9 月 28 日 第 3 回理 事会承認

## 附則

- 1 平成23年3月22日改定の規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月21日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 4 2021年9月28日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。